

運 営 規 程

<指定通所介護事業・指定総合事業通所介護事業>

(事業の目的)

第1条 姫路医療生協デイサービスつどい(以下「事業所」という)は、要介護状態になった利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護計画に基づいて、必要な日常生活上の世話及び「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る機能訓練を行うことにより、利用者及び家族の居宅における生活の維持・向上に努めとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 姫路医療生協 デイサービスつどい
- (2)所在地 姫路市双葉町1番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管 理 者 1名 管理者は事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)看護職員 1名以上 通所介護および総合事業通所介護の提供にあたる。
- (3)介護職員 1～7名以上 ※日々の利用者数による。
通所介護および総合事業通所介護の提供にあたる。
- (4)生活相談員 1名以上 生活相談にあたる。
- (5)機能訓練指導員 1名以上 機能訓練指導にあたる。

(営業日と営業時間)

第5条 営業日とサービス提供時間を次の通りとする。

- (1)営 業 日 月曜日から日曜日
- (2)営業時間 午前9:00～午後5:00
- (3)サービス提供時間 午前9:00～午後4:40 *天候によりサービス提供時間変更になる場合有。

(利用定員)

第6条 利用定員は45名とする。

(通所介護および総合事業通所介護の内容及び利用料等)

- 第7条 通所介護および総合事業通所介護の内容は、通所介護計画に基づいて、食事や入浴、排泄の介護のほか、機能訓練(生活行為向上訓練)とする。
- 2 通所介護および総合事業通所介護の利用料の額は、各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 3 介護保険給付対象とならない費用については実費を徴収する。※別に定める料金表の通り
- (1) 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の送迎費
 - (2) 食事の提供に要する費用(食費)
 - (3) おむつ代
 - (4) その他日常生活費(通所介護および総合事業通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの)
- 4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 上記の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示する等し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者または家族の同意を得る。また、必要に応じ、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない通所介護及び総合事業通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は姫路市内(但し、家島町・安富町・夢前町を除く。)

(緊急時における対応方法)

第9条 職員等は通所介護および総合事業通所介護サービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合には主治医・協力医療機関・介護支援専門員・関係機関及びご家族に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報保護)

- 第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保護の業務を負う。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

(非常災害対策)

- 第11条 事業所は、非常災害に備えるために、防火・防災マニュアル等の具体的対策を具備するとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に防災訓練を行う。
- 2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(非常災害業務継続計画の策定と推進)

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業者に当該計画を周知

し必要な研修及び訓練を定期的に実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

(感染症の予防及びまん延防止のための対策(衛生管理等も含む)及び感染症業務継続計画の策定と推進)

第12条 感染症の予防及びまん延防止のための対策(衛生管理等も含む)及び感染症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

(1)1回/6ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等の活用も行う)を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備

(3)従業者に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施

(4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。

4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市等に通報するものとする。

(個別計画の提出)

第14条 居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画及び介護予防ケアマネジメントを作成している指定居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)から通所介護計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(記録の整備)

第15条 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、また通所介護および総合事業通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他、運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、事業従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設けると共に業務の体制を整備する。

2 この規程に定める事項のその他の運営に関する重要事項については、本事業所の管理者からの報告に基づき、姫路医療生活協同組合が決定する。

付則:この規程は 平成24年 4月 1日 をもって施行する。

平成24年5月1日 改訂 平成24年8月1日 改訂 平成24年11月1日 改訂
平成25年1月1日 改訂 平成25年2月1日 改訂 平成25年4月1日 改訂
平成25年11月1日 改訂 平成26年1月1日 改訂 平成26年9月28日 改訂
平成27年4月1日 改訂 平成28年6月1日 改訂 平成29年4月1日 改訂
平成30年4月1日 改訂 令和3年 11 月1日改訂 令和 6 年 4 月 1 日 改訂
令和 6 年 10 月 1 日改訂 令和 7 年 5 月1日改訂

高砂市介護予防・日常生活支援総合事業 運 営 規 程

＜介護予防通所介護相当サービス事業＞

（事業の目的）

第1条 姫路医療生活協同組合が設置する姫路医療生協デイサービスつどい（以下「事業所」という。）において実施する高砂市介護予防・日常生活支援総合事業における、通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービス事業（以下、「総合事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、総合事業対象者及び要支援状態にある利用者に対し、総合事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な総合事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 (1) 当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護計画に基づいて、必要な日常生活上の世話及び「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る機能訓練を行うことにより、利用者及び家族の居宅における生活の維持・向上に努めとする。

(2) 事業の実施に当たっては、高砂市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 姫路医療生協 デイサービスつどい
- (2) 所在地 姫路市双葉町1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

（介護・予防給付及び総合事業を一体的に運営する）

- (1) 管 理 者 1名 管理者は事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 1名以上 通所介護および予防通所介護の提供にあたる。
- (3) 介護職員 1～7名以上 ※日々の利用者数による。
通所介護および予防通所介護の提供にあたる。
- (4) 生活相談員 1名以上 生活相談にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上 機能訓練指導にあたる。

(営業日と営業時間)

第5条 営業日とサービス提供時間を次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日
- (2) 営業時間 午前9:00～午後5:00
- (3) サービス提供時間 (介護) 午前9:00～午後4:40
(介護予防通所介護相当サービス) 午前9:00～午後3:30
サービス提供時間についてはご相談に応じとする
* 天候によりサービス提供時間変更になる場合有。

(利用定員)

第6条 利用定員は45名とする。

(総合事業の内容及び利用料等)

第7条 総合事業の内容は、食事や入浴、排泄の介護のほか、機能訓練(日常生活訓練)とする。

- 2 利用料の額は、別表1の額のとおり高砂市が定める基準によるものとし、提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。
- 3 介護保険給付対象とならない費用については実費を徴収する。※別に定める料金表の通り
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の送迎費
 - (2) 食事の提供に要する費用(食費)
 - (3) おむつ代
 - (4) その他日常生活費(通所介護および総合事業通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの)
- 4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 上記の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示する等し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者または家族の同意を得る。また、必要に応じ、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない総合事業通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高砂市の内の JR 西日本曾根駅より西側及び山陽電鉄線より北側の高砂市の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 職員等は総合事業実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合には主治医・協力医療機関・介護支援専門員・関係機関等及びご家族に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保護の業務を負う。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えるために、防火・防災マニュアル等の具体的対策を具備するとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に防災訓練を行う。

- 2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(非常災害業務継続計画の策定と推進)

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的の実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

(感染症の予防及びまん延防止のための対策(衛生管理等も含む)及び感染症業務継続計画の策定と推進)

第12条 感染症の予防及びまん延防止のための対策(衛生管理等も含む)及び感染症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的の実施する。

(虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

- (1)1回/6ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等の活用も行う）を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2)高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備
- (3)従業者に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施
- (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的

拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。

4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高砂市に通報するものとする。

（個別計画の提出）

第14 条 居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画及び介護予防ケアマネジメントを作成している指定居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)から通所介護計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

（記録の整備）

第15 条 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、また通所介護および総合事業通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（その他、運営に関する重要事項）

第16 条 事業所は、事業従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設けると共に業務の体制を整備する。

2 この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、姫路医療生活協同組合、理事会及び管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則:この規程は 令和5年 1月 1日 をもって施行する。

令和6年4月1日 改訂 令和6年10月1日改訂

令和7年5月1日 改訂